六　令第二条の表の第三号に掲げる資金のうち漁業協同組合等に貸し付けられるもの	年一分九厘
七　令第二条の表の第四号に掲げる資金	年一分九厘
八　令第二条の表の第五号に掲げる資金	年一分九厘
九　令第二条の表の第六号に掲げる資金	年一分九厘
十　令第二条の表の第七号に掲げる資金（次号に掲げる資金を除く。）	年一分九厘
十一　令第二条の表の第七号に掲げる資金のうち漁業協同組合等に貸し付けられるもの	年一分九厘

（利子補給率の上限）

第八条　法第三条第四項の農林水産大臣が定める利率は、年一厘五毛とする。

附　則

1　この告示は、公布の日から施行する。

2　この告示の施行前に貸し付けられた漁業近代化資金についての漁業近代化資金融通法第二条第三項第四号の農林水産大臣が定める利率については、なお従前の例による。

○農林水産省告示第六百四十三号

農業経営基盤強化促進法（昭和五十五年法律第六十五号）附則第十一項の規定に基づき、平成二十二年四月二十三日農林水産省告示第六百六十九号（農業経営基盤強化促進法附則第十一項の規定に基づき農林水産大臣が定める利率を定める件）の一部を次のように改正する。

令和七年四月十八日

農林水産大臣　江藤　拓

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
農業経営基盤強化促進法附則第十一項の農林水産大臣が定める利率は、年一分九厘とする。	農業経営基盤強化促進法附則第十一項の農林水産大臣が定める利率は、年一分七厘とする。

六　令第二条の表の第三号に掲げる資金のうち漁業協同組合等に貸し付けられるもの	年一分七厘
七　令第二条の表の第四号に掲げる資金	年一分七厘
八　令第二条の表の第五号に掲げる資金	年一分七厘
九　令第二条の表の第六号に掲げる資金	年一分七厘
十　令第二条の表の第七号に掲げる資金（次号に掲げる資金を除く。）	年一分七厘
十一　令第二条の表の第七号に掲げる資金のうち漁業協同組合等に貸し付けられるもの	年一分七厘

（利子補給率の上限）

第八条　法第三条第四項の農林水産大臣が定める利率は、年二厘とする。

附　則

1　この告示は、公布の日から施行する。

2　この告示の施行前に貸し付けられた資金についての農業経営基盤強化促進法附則第十一項の農林水産大臣が定める利率については、なお従前の例による。

○農林水産省告示第六百四十四号

農業近代化資金融通法（昭和三十六年法律第二百二号）第三条第四項の規定に基づき、平成十四年農林水産省告示第千百八十三号（農業近代化資金融通法第三条第四項の規定に基づき、同項の農林水産大臣が定める利率を定める件）の一部を次のように改正する。

令和七年四月十八日

農林水産大臣　江藤　拓

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
農業近代化資金融通法第三条第四項の農林水産大臣が定める利率は、年一厘五毛とする。	農業近代化資金融通法第三条第四項の農林水産大臣が定める利率は、年二厘とする。

附　則

1　この告示は、公布の日から施行する。

2　この告示の施行前に貸し付けられた農業近代化資金についての農業近代化資金融通法第三条第四項の農林水産大臣が定める利率については、なお従前の例による。

その他告示

○総務省告示第百四十九号

公職選挙法施行令（昭和二十五年政令第八十九号）第五十九条の五の三第一項の規定に基づき、次のとおり特定国外派遣組織を指定するので、同条第二項の規定に基づき、告示する。

令和七年四月十八日

総務大臣　村上誠一郎

一　名　　称　令和七年度国連三角パートナーシップ・プログラム（国連ＴＰＰ）派遣部隊
二　国外派遣期間　令和七年四月十九日から令和七年六月二十二日まで
三　派遣人数（概数）　二十人程度
四　派　遣　地　域　カンボジア王国

○農林水産省告示第六百四十五号

肉用子牛生産安定等特別措置法（昭和六十三年法律第九十八号）第五条第九項の規定に基づき、令和七年一月一日から同年三月三十一日までの期間（黒毛和種及び褐毛和種以外の肉専用種の品種にあっては、令和六年四月一日から令和七年三月三十一日までの期間）に係る平均売買価格を次のとおり告示する。

令和七年四月十八日

農林水産大臣　江藤　拓

品種	平均売買価格（消費税額分を含む。）
黒毛和種	一頭につき、五八九、七〇〇円
褐毛和種	一頭につき、六七〇、七〇〇円
黒毛和種及び褐毛和種以外の肉専用種の品種	一頭につき、二七八、一〇〇円
乳用種の品種	一頭につき、二〇五、二〇〇円
肉専用種と乳用種の交雑の品種	一頭につき、三八九、四〇〇円